

令和5年度特許出願特別支援枠の募集について

信州大学 学術研究・産学官連携推進機構
知的財産・ベンチャー支援室

知的財産・ベンチャー支援室では、本学研究活動の成果の知財化及び活用を推進しています。新たな発明及び発明者の発掘を目的として、特許出願経費^{※1}を大学の知財予算から支出する「特別支援枠」を令和3年度に設定し、将来性のある研究成果を募集しています。

本年度もさらなる発明及び発明者の発掘のために、支援案件を募集します。

本学では、教職員から発明届が提出された新規発明について、エンジニアリング分野及びライフサイエンス分野の2つの知的財産審査委員会において、その帰属と取扱い等について決定しています。具体的には、発明内容、特許性、実用化の可能性、外部資金獲得状況、ライセンス実績等に基づいて総合的に評価し、特許出願費用等の負担を以下のA～Cのカテゴリに分類しています。

A：大学の知財予算又は各プロジェクト予算等から支出（大学負担）

B：共同出願相手先企業など大学以外の機関から支出（企業負担）

C：発明者又は所属研究室等の研究費から一時的に支出^{※2}（発明者負担）

令和4年度のカテゴリ分け結果は、A：16%、B：64%、C：16% であり、企業が費用負担するBを除けば、半数については発明者又は所属研究室に経費の一時負担をお願いしている状況です。

今回募集する「特別支援枠」は、発明審査委員会の審査結果がカテゴリ「C」の場合であっても、特許出願に係る経費に限り、大学の知財予算から支出するものです。

特許出願特別支援枠の概要

1. 支援内容

新規発明の審査においてカテゴリ「C」に分類された研究成果(発明)について、国内特許出願(1件)に係る経費に限り、大学の知財予算から支出します。

※特許出願以降の手続きについては、カテゴリ「C」が適用されます。

2. 対象者

本学において、代表発明者として特許出願を行ったことがない教職員^{※3}

3. 対象案件

- (1) 本学における研究活動から創出された未発表の研究成果であって、本学単独の発明又は他のアカデミア機関^{※4}との共同発明のいずれかに該当し、2024年3月末までに特許出願の完了が見込めるもの。^{※5}

¹ 特許事務所に書類作成を依頼した場合の特許出願に係る経費は、30～40万円程度です。

² 特許出願に基づく知財収入が得られた場合は、収入から発明者又は所属研究室に支出した金額を返金する。

³ 他機関で特許出願経験がある方でも、本学において特許出願経験がなければ申請可能です。

⁴ 企業との共同発明は対象外です。

⁵ 2024年3月末までに特許出願完了するためには、2024年1月を目途に発明届を提出いただく必要があります。

(2) 2023年5月以降に発明届を提出したもの^{*6}又はこれから発明届を提出するもの。

4. 申請期限

随時（2ヶ月毎に〆切を設けて審査を行います）

〔前期〕 2023年6月20日（火）、8月21日（月）

〔後期〕 2023年10月20日（金）、12月20日（水）

5. 選定件数（予定）

① エンジニアリング分野 〔前期〕 2件、〔後期〕 1件

② ライフサイエンス分野 〔前期〕 2件、〔後期〕 1件

※選定件数は、予算状況により増減する可能性があります。

6. 選定方法

- ・各知的財産審査委員会において、原則として、申請書類に基づく書面審査により選定しますが、知財担当者から必要に応じて質問等を行うことがあります。
- ・選定審査においては、研究成果の内容、特許性、実用化の可能性等に基づいて、総合的に評価します。
- ・選定における評価が同列の場合は、若手教職員の申請を優先します。

7. その他

- ・選定後、2024年3月末までに特許出願が完了できない又は特許性がないと認められた場合は、選定を取り消すことがあります。
- ・特許出願完了後は、研究成果の実用化に向けて、研究シーズを紹介する発表会（ex. JST 新技術説明会）、企業とのマッチングイベント、各種展示会等における発表にご協力いただきます。

8. 申請方法

下記の申請書と研究成果に関する資料を申請期限までに、メール添付で提出してください。

(1) 申請書（様式1）

(2) 研究成果に関する資料（様式自由）

①従来技術、②研究成果の内容、③従来技術に対する優位性、④実用化の具体例を含む内容としてください。最大 10 ページまで。

9. 申請書類の提出先・問合せ先

知的財産・ベンチャー支援室 chizai@shinshu-u.ac.jp

（エンジニアリング分野） 知的財産グループ（工学部） TEL：026-269-5642

（ライフサイエンス分野） 知的財産グループ（松本本部） TEL：0263-37-3529

⁶ 各期の申請期限までに特許出願が完了していない案件に限ります。